



地域で最も親しまれ、頼りにされる 行政書士事務所を目指して…

当事務所は平成19年5月の開業以来、数多くの手続きに携わり、皆様からの信頼を重ね誠実に業務に取り組んでまいりました。

私自身、開業以来、紆余曲折ございましたが、地域の皆様にご愛顧いただき、何とか10年以上の長きに亘って事務所を経営し続けることが出来ました。

数多くの行政書士事務所の中から、当事務所を頼ってご依頼いただいた以上、皆様の力となり、きっと満足いただけるよう、私を含め所員一同、真心をもって対応させていただきます。

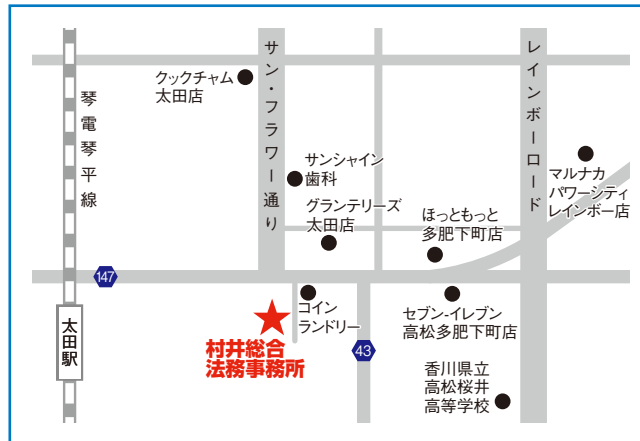
あの事務所に頼めば間違いない、そんな「頼れる街の法律家」として、皆様の暮らしやビジネスでのお困り事、お悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

代表者 村井 孝之



行政書士 村井総合法務事務所

設 立 平成19年5月
事務所所在地 香川県高松市多肥下町172番地2
T E L 087-867-6275
F A X 087-887-4508
代 表 者 村井 孝之
(日本行政書士会連合会 登録番号 第07360800号)
所 員 数 6名(代表者含む)
取 扱 業 務 ・風俗営業 ・運送事業
・車庫証明 ・自動車登録
・古物商 ・産業廃棄物収集運搬業
・建設業 ・会社設立
・その他各種許認可申請代行



面倒な手続きお任せください！
月曜～金曜日9時～18時、土・日・祝日も電話対応可能です。



行政書士 村井総合法務事務所





風俗営業に関する手続き

スナック、ラウンジ、キャバクラ、ホストクラブや、麻雀店・ゲームセンター等を開業する場合には、警察の風俗営業許可が必要です。

お任せください!

当事務所は開業以来、200店舗を超える許可申請実績がございますので、お気軽にご相談下さい。

現在、高松市古馬場町、丸亀市大手町等の県内の主要歓楽街で営業されている数多くのお店の手続きに携わりました。

風俗営業許可を得る為には、 主に3つの要件を満たさなければなりません

- 人に関する基準
- 場所に関する基準
- 設備（内装）に関する基準

その他、お店の平面図や面積計算図、照明設備や音響設備に関する細かな図面の提出が求められ、その手続きは非常に煩雑です。

注意!!

バーや居酒屋等、お酒がメインとなるお店で、深夜0時以降も営業される場合は、深夜酒類提供飲食店、いわゆる深夜営業の開業届出が必要となります。

性風俗関連特殊営業の手続きも承ります。

デリバリーヘルス（無店舗型性風俗特殊営業）の開業届出等も承りますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

自動車等に関する手続き

■ 自動車の車庫証明や名義変更

当事務所は、自動車ディーラー様、県内外の中古車販売店等から依頼を受け、年間1,000件以上の手続きを、当事務所職員が一丸となって、迅速かつ丁寧に対応しております。

お任せください!

当事務所は、封印の施封資格を得ていますので、陸運局へ自動車を持ち込みすることなく、ナンバープレートの交換、出張封印が可能です。

■ 運送業

トラック運送業等を開業する場合には、貨物自動車運送事業の許可が必要となります。

昨今のトラックによる大事故の増加等により、年々その許可取得の基準は厳しさを増しております。

行政書士の業務の中でも、相当高度な知識やノウハウが必要とされるものであり、取り扱っている行政書士はまだ少数です。

そのような状況において現在、県内には当事務所が手続きに携わった運送会社が、多数存在しておりますので、安心してお任せ下さい。

※営業所や自動車車庫の移転等、許可後の様々な手続きや問題にも対応いたします。

その他 取扱い可能な案件

■ 事業許可取得関係

- 産業廃棄物収集運搬業に関する手続き
産業廃棄物収集運搬業を始めるには、産業廃棄物収集運搬業許可が必要です。
- 古物商（リサイクルショップ等）に関する手続き
中古品売買の事業を始めるには、原則として古物商許可を取得しなければなりません。
- 建設業に関する手続き
建設業法に基づき、税込み500万円以上の建設工事を請け負う場合、建設業許可を取得する必要があります。
- 会社の設立に関する手続き
株式会社や合同会社等といった各種法人設立に関する手続き（※登記申請は提携司法書士に委託します。）を承ります。

■ 家族法務関係

- 夫婦・男女間に関する手続き
離婚協議書や不倫に伴う慰謝料請求通知文（内容証明郵便）、示談書等の作成

行政書士には法律により厳しい守秘義務が課されています。
安心して当事務所にご相談ください。

